

(書式 5 - A)

住宅改造等承認申請書

届出日付_____年_____月_____日

グリーンハイムいずみ野
C 地区管理組合 理事長 殿

私は、別紙のとおり住宅の改造等を行いたいので承認願います。

_____号棟_____号室 (TEL _____)

氏名 _____ 印

住宅の改造等承認決定通知書

_____号棟_____号室

_____ 殿

別紙参照番号_____

1. 上記の件、別紙の内容の通り承認します。
2. 上記件につき、別紙内容の条件付きで承認します。

_____年_____月_____日
グリーンハイムいずみ野 C 地区管理組合
理事長 _____ 印

(書式5-B)

[必ずお読みください]

組合員（組合員居合の居住者含む）が建物専有部分を改築または改修（以下改造という）する場合は、「グリーンハイムいずみ野C地区建築協定」をよくお読みになり、協定違反の内容に留意願います。

特に次の点に注意し、事故の無いように努めてください。万一事故が発生した場合は、本人の責任と負担において復旧し、他に及ぼした損害は弁済しなければなりません。（業者にもその旨十分確認しておいてください）

- 1) 材料および残材の運搬等により管理共有物・管理物を破損・汚損しないこと。
- 2) 共有地に材料および残材を放置しないこと。
- 3) 他の組合員および居住者に迷惑を及びさないこと。

尚、次の点は禁止されています。

- 1) 住宅を住居以外の他の用途に使用すること。
- 2) 理事会の承認なき専有部分の改造等。
- 3) バルコニー及び手摺部分の改造・機器設置（許可されているものは除く）等。
- 4) 法定共用部分である主要構造部分（体力壁・構造床等）に影響する行為。
例えば穴あけ等はできません。

* 壁紙の貼り替え・襖の貼り替え等、ご自分で施工するようなものに関しては申請の必要はありません。業者に施工を依頼する場合はどのような工事も申請してください。

ただし、ご自分で施工する場合でも、水まわり、ガスまわり、電気まわりに手を加える時には必ず申請してください。（水道蛇口のパッキン交換等は除く）

* 工事用の車両の駐車に関しては、一台毎に必ず駐車許可証の発行を受け、駐車場所は原則として桜並木通りの来客用駐車場としますが、工事の都合により棟の前のアプローチに駐車する場合は人の通行・他の車の通行の妨げにならないよう業者に留意させてください。

以上

(様式5-C)

『ソーラーパネル設置・申請許可条件』

1. 設置場所は、南側バルコニーとする
2. 景観を損なうことのないよう十分配慮し設置すること
3. 手すりへの固定及び設置は禁止とする
4. 物干し竿用金具を利用してソーラーパネル等を吊るすことは禁止とする
5. 安全確保のため、強風等で飛ばされないように対策を講じること
6. ソーラーパネル等が飛ばされ、人や建物や植栽等に損害を与えた場合は、設置者が全ての責任を負うこと
7. ソーラーパネルやポータブルバッテリー等は、火災等で両隣の居住者が避難するときに備え、通行の妨げにならないように設置し、常時歩行できる通路を確保すること
8. 設置個所は床面もしくは外壁・窓側とし、アンカー固定しないこと
9. 極力何時でも速やかに撤去できるよう複雑な構造にしないようにつとめること
10. 設置等より前の塔の北側窓にパネルの反射光があたらないようにすること
11. 他の居住者への想定外の影響が出た場合、もしくは多くの居住者から苦情が出た場合は、設置者は速やかに是正措置を講じること

* 申請の際は、先ず管理組合にご相談ください。

・申請根拠

① 「団地内手続き等」6項 住まいの改造

② 共有部分の中の専有部分の使用に関する細則」 第4条(13)(15)(16)項